

税務QA

18.1-1

Q2 2006年度の与党税制改正大綱が昨年12月15日に決定されたという報道がありましたが、その具体的な内容を教えてください。

A

ポイント

- (1) 与党税制改正大綱の柱は定率減税の全廃で、その他家計に関わるものでは所得税から個人住民税へ三兆円の税源移譲及びそれに関連しての個人住民税と所得税の税率の組み替え、酒税の「第三のビール」とたばこの増税、地震対策減税等が主なものです。
- (2) 企業関係ではIT投資促進税制を廃止して情報基盤強化税制を新設、試験研究費の税額控除制度の見直し、業績連動型役員報酬や役員賞与の損金算入、交際費課税の範囲の明確化、一人会社オーナーの給与所得控除分の損金不算入等が盛り込まれています。
- (3) 全体では過去に導入された減税措置の縮小・廃止が主で2兆円超の実質増税となる見通しですが、税制改革の軸足は、財政再建と景気対策の真ん中としています。

1. 所得税と個人住民税の定率減税の廃止

定率減税は、所得税は06年分、個人住民税は06年度分をもって廃止する。

ただし、景気の動向次第で廃止時期を見直すことができる弾力条項を盛り込んでいます。

所得税	2005年	2006年1月改正	2007年1月
	所得税額の20%相当額 〔最大年25万円〕	所得税額の10%相当額 〔最大年12.5万円〕	廃止
個人住民税	2005年	2006年6月改正	2007年6月
	個人住民税所得割額の15%相当額〔最大年4万円〕	個人住民税所得割額の7.5%相当額〔最大年2万円〕	廃止

これにより、年収700万円の夫婦と子ども2人の世帯では、07年は05年に比べて、税負担が年約8万2千円増えることとなります。

2. 国から地方への3兆円規模の税源移譲及び所得税と個人住民税の税率の組み替え

個人住民税率は10%（道府県民税4%、市町村民税6%）に一本化して比例税率化、所得税率は5～40%の6段階とし所得再配分機能を果たす、所得税07年1月から、住民税同年6月から

所得税

現行		改正案	
課税所得	税率	課税所得	税率
330万円以下	10%	195万円以下	5%
		330万円以下	10%
		695万円以下	20%
900万円以下	20%	900万円以下	23%

個人住民税

現行		改正案	
課税所得	税率	課税所得	税率
200万円以下	5%	一律	10%
700万円以下	10%		
700万円超	13%		

1,800万円以下	30%	1,800万円以下	33%	所得税、住民税のトータルでは納税者の 税負担の変動は基本的にありません。
1,800万円超	37%	1,800万円超	40%	

3. 酒税の見直し、たばこ税の増税

酒税の分類を四種類に簡素化、税率を調整し税負担の格差を減らす。「第三のビール」は06年

5月から350ミリリットル缶で3.8円の増税、ワインも増税、ビール、清酒は減税となる。

たばこ税は06年7月から1本85銭引き上げ、販売価格は1本1円の値上げになる。

4. 地震対策税制の創設

損害保険料控除を改組し地震保険料控除を創設 地震保険契約の保険料等について、所得税は5万円を上限にその全額を、住民税は2万5千円を上限にその2分の1を所得から控除する。

住宅耐震改修に関する所得税額の特別控除制度の創設 居住者が06年4月1日から08年12月31日までの間に、一定の区域内で居住用家屋の耐震改修を行った場合、所得税額から20万円を上限に費用の10%相当額を控除する。

耐震改修住宅の固定資産税減額措置 1982年1月1日以前からあった住宅について、06年1月1日から15年12月31日までの間に、現行の耐震基準に適合させる改修工事を行った場合、固定資産税額を2分の1に減額する。

5. 不動産登録免許税の軽減措置縮小

08年3月31日までの間の措置として、土地の売買による所有権の移転登記にかかる登録免許税1%とする軽減税率を延長。(06年3月末期限切れとなる不動産登記に係る登録免許税の特例(1/2軽減)は廃止)。よって建物の売買等の税率は1%から2%に引き上げとなります。

6. 不動産取得税の軽減措置、軽減税率の縮小

標準税率(本則4%)を3%としている特例措置については、住宅(土地・建物)及び店舗等の土地について09年3月末まで延長し、店舗等の家屋について廃止する。ただし、08年3月31日までの2年間に限り、標準税率を3.5%とする経過措置を講じる。

なお、宅地等の取得に係る課税標準を1/2とする特例措置は09年3月31日まで延長する。

7. 住宅取得資金に係る相続時精算課税制度の特例の適用期限を07年12月末まで2年延長

相続時精算課税の特別控除2,500万円に上乗せされる住宅資金特別控除1,000万円

8. 企業税制 政策減税の縮小、廃止その他

IT投資促進税制(06年3月末期限切れ)を廃止し、情報基盤強化税制を創設

06年4月1日から08年3月31日の間に情報セキュリティ対策のソフト等を取得した場合、取得価額の50%の特別償却又は10%の税額控除(資本金1億円以下の法人はリースも)。

試験研究費の税額控除制度の見直し 試験研究費の総額に係る税額控除制度について、増加試験研究費の税額控除制度を統合し、中小企業技術基盤強化税制と共に、比較試験研究費を上回る部分の税額控除率に5%を加える措置を08年3月31日までの時限措置として講じる。

中小企業投資促進税制(06年3月末期限切れ)は08年3月末まで期限が延長され、対象に一定のソフトウェア及びデジタル複合機を加え電子計算機以外の器具備品を除外

中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例(06年3月末期限切れ)は、全額損金算入できる範囲を合計で300万円に限定して期限を2年延長

非同族法人の業績連動型役員報酬、法人の役員賞与の損金算入を認める

損金不算入となる交際費の範囲から1人当たり5,000円以下の飲食費を除外する

実質的な一人会社オーナーの給与所得控除分の損金不算入

同族会社の留保金課税制度の抜本的な見直し、緩和

同族要件を1株主グループに緩和、留保控除額の所得基準額40%、定額基準額2千万円に拡大